

船舶事故調査報告書

令和3年4月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和2年5月14日 13時50分ごろ
発生場所	福岡県福津市白石浜海水浴場北西方沖 津屋崎鼻灯台から真方位002°1.7海里付近 (概位 北緯33°49.0 東経130°27.0 )
事故の概要	ミニポート（船名なし）は、海底に引っ掛かった錨を前進して揚げようとしたところ、錨索が緊張し、船尾部が沈下して転覆した。
事故調査の経過	令和2年10月29日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニポート（船名なし） 総トン数なし（長さ約2.7m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者
負傷者	なし
損傷	船外機の脱落
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波向 北、波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り組み、左舷船尾から錨を投入し、船尾部に腰を掛けた状態で錨泊しながら釣りを行っていた。</p> <p>本船は、操縦者が急に風が吹いて来たので帰港しようと左舷船尾から入れていた錨を揚げようとしたが、錨が海底に引っ掛かり揚げる事ができなかったため、船外機を始動して本船を前進させて錨を揚げようとしたところ、錨が海底から抜けずに錨索が緊張して船尾部が沈下し、左舷船尾部から海水が浸水して転覆した。</p> <p>操縦者は、転覆した本船に掴まっていたが、岸で釣りをしていた釣り人が転覆した本船に気付き118番通報し、岸に流れついたところを救助された。</p> <p>操縦者は、救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析	本船は、左舷船尾から投入した錨が海底に引っ掛かって人力で引き揚げる事ができない状況下、船長が船外機を始動して本船を前進させて錨を揚げようとしたものの、錨が海底から抜けずに錨索が緊張して船尾部が沈下したことから、左舷船尾部から海水が浸水して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が左舷船尾から投入した錨が海底に引っ掛かって人力で引き揚げる事ができない状況下、船長が船外機を始動して本船を前進させて錨を揚げようとしたものの、錨が海底から抜けずに錨索が緊張して船尾部が沈下したため、左舷船尾部から海水が浸水して転

	覆したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ミニボートは、乾舷が低いので、錨索は船首からとること。</li><li>・船長は、錨泊中、錨が海底に引っ掛かり抜けな場合は、錨索を切ることとも考慮すること。</li><li>・ミニボートに乗船する際は、救命胴衣を着用すること。</li></ul>